

患者さん・ご家族の皆さんへお願い

令和6年（2024年）4月より

「医師の働き方改革」

いよいよ開始されます！

当院では「働き方改革」として、**医師**や**看護師**の業務負担軽減・長時間労働の短縮の取り組みを推進します

< 当院での取り組みについて >

1. 病状説明対応について

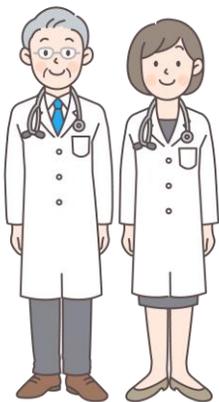
時間帯

平日9:00～17:00

手術・病状・治療方針などの説明は、原則平日の時間内に行います

2. 「いつもの先生」以外が対応する場合があります

患者さんの治療は、主治医（かかりつけ医）
だけで行うのではなく、複数の医師で行います



みなさまのご理解・ご協力をお願い致します



「医師の働き方改革」.jp サイト
(厚生労働省)



社会医療法人シマダ
嶋田病院

緊急の場合はこの限りではありません